

# 令和8年 第1回 坂戸市 農業委員会 会議録

1. 開催日時 令和8年1月26日 午後2時3分から午後3時40分
2. 開催場所 坂戸市役所201会議室
3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛
4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛

## 5. 農業委員出席者 11名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	澤田一成	出		7	林昇	出	
2	小川隆	出		8	林真由美	出	
3	小島保	出		9	栗原昇	出	
4	石川猛	出		10	松永貴夫	出	
5	小久保隆義	出		11	新井雅之	出	
6	浅見勉	出					

## 6. 最適化推進委員出席者 8名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	齋藤文夫	出		16	鹿ノ戸健次	出	
13	西嶋正芳	出		17	人見武男	出	
14	岡野幸平	出		18	小川邦雄	出	
15	中島昭夫	出		19	岡野和紀	出	

## 7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

## 8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	岡田全弘	主任	赤澤結
次長	小俣千秋	主事	蛭間祐貴

## 9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和8年第1回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

## 10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 林 昇                      委員 林 真由美

## 11. 議決事項及び議事の要領

### 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図及び現地写真により申請地の説明】

今月の3条申請については全部で4件ございましたが、3番の案件について、申請後に申請人より取下げを行う申し出があったため、審議は行わず、1番、2番及び4番の計3件の審議を行います。

1番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積及び譲受人の経営面積等は議案書に記載のとおりです。譲受人は法人のため、農地を取得することが可能な農地所有適格法人の4つの要件を満たしている必要があります。

1つ目が法人の組織、法人形態に関することです。農業協同組合法に基づく農事組合法人、もしくは会社法の株式会社又は持分会社のいずれかであることとされており、譲受人は株式会社のため要件を満たしています。

2つ目が事業の内容に関することで、主たる事業が農業であることとされています。譲受人については、主たる事業は農業であり、具体的に行う内容としては水稻・小麦とされており、要件を満たしております。

3つ目が農業関係者の総議決権の割合に関することです。農業関係者の有する議決権の合計が、総議決権の過半を占めることとされており、譲受人については、農業関係者の有する議決権の割合が100%になるため、要件を満たしています。

4つ目が経営責任者の要件、役員数に関することです。役員の過半が年間150日以上農業に従事すること、いわゆる常時従事者であることとされており、譲受人については、会社の役員数が3名であり、3名が常時従事者であるため要件を満たしています。

以上のことから、譲受人の法人は農地所有適格法人の要件をみたしています。

譲受人は坂戸市内にて約73haの農地を耕作しており、経営規模の拡大を図るため、今回の申請に至ったとのことです。

申請地については、事務局にて農地として管理されていることを確認しています。

農地法第3条の許可要件ですが、全部耕作要件については、所有する農地に違反や非農地、不耕作地は無く、申請地を譲り受けてもこれまでと同様に支障なく耕作が可能と考えます。また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事され、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

2番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりです。譲受人の経営状況については、不耕作地なし、従事者数3名、年間従事日数320日となっています。

譲受人は市内で個人として約4.7haの農地を耕作しており、経営規模の拡大を図るため、今回の申請に至ったとのことです。

申請地については、事務局にて農地として管理されていることを確認しています。

農地法第3条の許可要件ですが、全部耕作要件については、所有する農地に違反や非農地、不耕作地は無く、申請地を譲り受けてもこれまでと同様に支障なく耕作が可能と考えます。また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事され、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

4番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりです。譲受人の経営状況については、不耕作地なし、従事者数2名、年間従事日数200日となっています。

譲受人は市内で約0.1haの農地を耕作しており、経営規模の拡大を図るため、今回の申請に至ったとのことです。

申請地については、事務局にて農地として管理されていることを確認しています。

農地法第3条の許可要件ですが、全部耕作要件については、所有する農地に違反や非農地、不耕作地は無く、申請地を譲り受けてもこれまでと同様に支障なく耕作が可能と考えます。また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事され、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。  
1番 三芳野地区 小川委員  
2番 三芳野地区 西嶋推進委員  
4番 勝呂地区 林昇委員  
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番については、譲受人は法人として小麦や水稻を大規模耕作されております。譲渡人については、高齢のため、農地の維持管理が長い間行えておらず、一昨年まで一部灌木がある状況でした。以前から農地パトロールにおいても気にかけていた農地になります。昨年頃から、耕作が行えるよう今回の譲受人によって農地が整えられました。

小委員会において審議した結果、譲受人は農業法人であり、申請地を取得しても問題ないとの結論に至りましたので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

委員 2番については、譲受人は大規模農業を行っており、譲受人の息子は法人化して農業を行っており、共同で耕作を行っております。申請地は昨年まで別の方に耕作をお願いしていましたが、今後は耕作が行えないと言われたため、譲渡人が譲受人に相談したところ、引き受けることとなったそうです。現地も問題なく管理されております。

小委員会としましては、譲受人の農地取得に問題はないとの結論に至りましたので、ご審議をよろしくお願いたします。

委員 4番については、譲渡人、譲受人は兄弟で、譲渡人である弟は農業経験がなく、市外在住のため農地の維持管理が困難であることから、手放すこととしたそうです。譲受人である兄は、今回の申請地の管理と併せて家庭菜園をしておりました。今回の農地を譲りうけたことをきっかけに、規模を拡大し、耕作する野菜を増やしていきたいとのことでした。

小委員会としましても、申請地を取得しても問題ないとの結論に至りましたので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。質疑等がありますか。

議長 無いようですので、採決を行います。  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については取得後の営農見込み有りと認め、許可と決定したいと思います。これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。議案第1号については許可と決定します。

#### 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図及び現地写真により申請地の説明】

1番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、工事における資材置場への一時転用となります。

今回の申請については、圏央道坂戸インターチェンジ北東が市街化編入されたことに伴い、大規模な土地造成工事が実施されております。この工事に関連し、三芳野大排水路の改修工事が行われるため、一時転用での資材置場としての利用が工事の請負人から申請がありました。

現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、今回の申請地は農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法に基づき市が定める、農用地区域内農地に該当しております。農用地区域内農地は原則、転用を許可しない農地と位置付けられていますが、不許可の例外として一時転用があり、今回の申請内容は転用期間が3年以内の一時転用になるため、不許可の例外に該当すると考えております。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、一時転用ということで転用期間が終了した際には農地の状態に復元される見込みとなっております。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

2番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に該当すると考えられ、いわゆる集落接続のある農地と考えております。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

3番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自宅駐車場及び住宅進入路への転用となります。

今回、自宅隣接地の農地を駐車場として転用申請を行おうとしたところ、自宅進入路として使用していた土地の登記地目が畑であることが判明したため、申請となりました。

現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、土地造成については碎石の敷き均しとなっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

4番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

5番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1番 三芳野地区 西嶋推進委員

2番 三芳野地区 齋藤推進委員

3番、4番 勝呂地区 岡野 幸平推進委員

5番 入西地区 人見推進委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件については、所有者は高齢で、身体の不調もあり、自身で耕作は行っておらず、大規模農家の方に耕作を依頼しておりました。

今回の転用によって周辺農地への営農に影響はないと考えます。小委員会としま

しては、慎重に協議した結果、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、ご審議をお願いします。

委員 2番案件については、所有者は川越市にも農地を持っており、農業と兼業して不動産業も営んでおります。申請地は3年ほど前に譲り受け、農地として適切に管理されてきましたが、自己用住宅の建築として必要とされる方が出来たため、手放すこととなったそうです。同様に、近隣では許可済みとなった案件が3件あり、既に住宅が建っているため、近隣農地への影響はないと考えます。

小委員会としましては、許可基準にも適合しているため、やむを得ないとの結論になりましたので、委員皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

委員 3番案件については、譲渡人については、自宅裏の農地を売却した際の、現在住宅が建っている余剰分の農地が今回の申請地の内の1筆になります。畑として利用するには少々狭く、親族である譲受人に管理をお願いしていました。譲渡人は高齢で、自宅前農地の耕作で手一杯であり、息子も農業は今後も行わないとのことでした。農地としての利用が今後ないようであれば、譲受人の駐車場が不足していることもあったため、今回の申請となりました。

申請地の周辺は住宅が建ち始め、近隣農地への影響はないと考えます。小委員会で慎重に協議した結果、転用もやむを得ないとの結論になりましたので、委員皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

4番案件については、先月に審議を行い、許可済みとなった隣接地になります。申請地は譲渡人の兄が耕作を行っておりましたが、数年前に亡くなり、相続によって取得された農地になります。現在の譲渡人は兄弟であり、農業に携わったことはなく、高齢のため農業を行うことは困難であるため、今回の申請となりました。

近隣は宅地化され、近隣農地への影響もないと思われるます。小委員会で慎重に協議した結果、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

委員 5番案件については、譲渡人は会社員で、申請地は相続によって取得されたそうです。耕作は行っておらず、草刈り等で管理を行っている状態でした。今後も耕作を行う予定は無く、後継者もないことから、規模の縮小を考え、今回の申請となったそうです。申請地を含め、周辺6区画での計画を行っているとのことでした。

近隣農地への影響もないと思われることから、小委員会で協議した結果、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、委員皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。ご質疑等はございますか。

議長 無いようですので採決を行います。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。議案第2号は、許可相当と決定します。

議長 議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について審議します。なお、1番の案件については、坂戸市農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与制限に該当するため、1番については最後に審議を行います。1番を除いて事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用集積等促進計画（案）により説明】

農地中間管理事業として設定の申出があった農地について、農用地利用集積等促進計画を一括方式で設定するものになります。

農地中間管理機構から貸借権の設定を受ける耕作者数を件数としており、議事参与制限分を含めた数字となりますが、件数7件、筆数39筆、面積が合計50,640㎡となっており、契約の始期は令和8年4月1日となっております。

耕作者に対する確認要件として、2番については、耕作者は主に大家地区で約7haの農地を耕作しており、主にキャベツや大根といった露地野菜を耕作しております。経営体としては農地所有適格法人以外の法人となり、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」等において、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。

3番については、耕作者は法人としての農地の貸借は初めてとなります。法人の業務執行役員であり、常時従事者である耕作者は坂戸市内で耕作経験を有しております。

また、法人としての新規参入にあたり、入西地区の農家の方から露地野菜の技術指導を受けることになっております。経営体としては農地所有適格法人以外の法人となり、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」、「法人定款」等において、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。

4番については、耕作者は主に坂戸地区及び入西地区で約2.5haの農地を耕作しており、主に水稲を耕作しております。経営体としては個人となり、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」等において、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。

5番については、耕作者は主に川越市内で約0.9haの農地を耕作しており、主に水稲及び露地野菜を耕作しております。坂戸市内での農地貸借については今回が初めてとなります。経営体としては個人となり、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」、川越市農業委員会から情報提供を受けた「農業経営状況調査書」等において、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。

6番については、耕作者は主に坂戸地区及び大家地区で約14haの農地を耕作しており、主に水稲を耕作しております。経営体としては農地所有適格法人以外の法人となり、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」等において、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。

7番については、いるま野農業協同組合で行っている「いるま地域明日の農業担い手育成塾」の研修用農地としての貸借となります。実際の耕作を行うのは研修生となりますが、いるま野農協が管理を行い、また、対象農地の所有者が指導

を行う予定となっております。中間管理機構へ「研修用農地取得依頼書」を通じて依頼されていることを事務局で確認しております。

次に、現在の農用地利用集積状況を参考値としてお伝えいたします。

令和8年1月31日で終期を迎える利用権及び農地中間管理事業での面積はなく、令和8年2月1日始期の農地中間管理事業の面積は6,101㎡、合意解約された面積は6,842㎡となり、差引しますと、令和8年2月1日設定後の利用集積面積は3,417,918.07㎡となります。

議長 担当地区より説明をお願いします。  
2番 大家地区 澤田委員  
3番 入西地区 新井委員  
4番～6番 坂戸地区 鹿ノ戸推進委員  
7番 勝呂地区 小島委員

委員 所有者は2番の耕作者に以前より大多数の農地を貸しており、事故で入院することとなったため、追加で耕作をお願いすることになったそうです。周辺農地を広く耕作を行っている農業法人のため、新たに耕作地が増えても問題ないと考えます。

委員 3番の耕作者については、につきい花みず木地内でイタリアンレストランを経営しており、今回の申請法人である合同会社の代表でもあります。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的として設立された法人になります。

昨年の10月、農業振興課・農業委員会事務局から話があり、法人として農業への参入は初めてとなるため、農業指導が可能な方を探してほしいとの要望がありました。耕作希望地である戸口地内で検討したところ、前農業委員の方が快く引き受けてくれることとなり、今春より農業指導を行う予定となっております。また、軌道に乗るまでは私自身も指導を行うとしております。

農地の状態は所有者により適切に管理され、農業機械に関しては、現在の所有数から徐々に増やしていく予定とのことでした。

手始めに、障害者の方とじゃがいも栽培を行い、収穫した野菜はレストランでの利用を考えているとのことでした。

委員 4番及び6番の耕作者については、現在浅羽地区において圃場整備事業が行われており、その中で、以前より浅羽地区の農業振興に貢献していただいている方々になります。貸借面積が増えても問題なく耕作が行えると考えております。

5番の耕作者については、川越市内の農地で長年耕作を行っており、坂戸市内農地の貸借は今回が初めてとなりますが、貸借地が増えても問題なく耕作が可能と考えます。

委員 7番の案件については、塚越地区、住吉中学校付近の畑となります。昨年の夏頃から研修用農地としての候補地を探しておりました。実際の耕作者は、現在農業大学に通っており、今年の3月に卒業見込みとなっております。坂戸市内で農業を行いたいとの希望があり、候補地が選定されました。

議長 ご質疑等はございますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。  
議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見のうち、1番を除く案件については「意見なし」と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。よって、議案第3号のうち1番を除いては「意見なし」と決定します。

続いて、1番について審議いたします。  
議事参与の制限に該当する委員には、退席をお願いします。

（該当委員退席）

議 長 1番について事務局より説明してください。

事務局 1番については、耕作者は主に勝呂地区で約18haの農地を耕作しており、主に水稻を耕作しております。経営体としては個人となり、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」等において、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。

議 長 担当地区より説明をお願いします。  
1番 勝呂地区 小島委員

委 員 1番の耕作者については、勝呂地内で水稻を耕作しており、家族経営で広範囲の面積の作付けをしており、勝呂地内で大きく貢献いただいている状況です。辞められる農家が増えている中で、今後も勝呂地区の農業を担っていく方だと思われれます。

議 長 1番についてご質疑等がございますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。  
議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見のうち、1番については「意見なし」と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。よって、議案第3号のうち1番については「意見なし」と決定します。

（該当推進委員着席）

議案第4号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について

議 長 議案第4号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について審議します。なお、本件については、坂戸市農業委員会会議規則第10条の規定の準用により議事参与制限に該当するため、事務局による制度の説明後、対象委員は退席をお願いします。事務局より説明をお願いします。

事務局 【都市農地の貸借の円滑化に関する法律について説明】

最初に制度の概要として、1. 都市農地の貸借の円滑化に関する法律について、説明します。

(1) 目的について 記載のとおり第1条の規定があり、農業従事者の減少・高齢化が進む中、都市農地の所有者自らによる有効な活用が困難な状況が生じているため、市街化区域内にあって長期に保全されることが担保されている生産緑地を対象に、都市農地の貸借によるその有効活用を図るため法律を制定し、農地法の法定更新が適用されない等の都市農地の貸借の円滑化の措置が生じられたものになります。

(2) 適用対象農地について 記載のとおり第2条第2項に規定があり、市街化区域内の生産緑地地区のみが適用対象となります。

(3) 貸付け手法について 記載のとおり第4条第1項に規定があり、貸付け手法は、市町村、坂戸市役所においては市長部局である農業振興課が事業計画を認定する「認定都市農地貸付け」制度とされています。認定農地貸付け制度において、農業委員会の役割が「事業計画の審査・決定」となっています。

(4) 農業委員会での事業計画の審査基準については、次の①～⑥のすべてを満たすこととされており。

①借受人が1 (1)～(4)のいずれかと2の両方に該当すること。(1) 生産した農産物等の概ね5割を所在地や隣接市等で販売、(2) 都市住民が農業体験する仕組みや申請者との交流する仕組み、(3) 調査研究、(4) 災害時の一時避難所として提供、無農薬・減農薬、地域の特性に応じた作物の導入等。2 周辺の生活環境と調和すること。

②周辺地域の農地の利用に支障を生じる恐れがないこと。

③農地のすべてを効率的に利用すること。

④事業計画どおりに耕作していない場合の解除条件が付いている契約であること。

⑤地域との調和を図ること。

⑥法人の場合は業務執行役員等のうち1人以上が耕作の事業に常時従事すること。

以上が審査基準であり、都市農地の貸借の円滑化に関する法律の説明となります。

続いて、認定都市農地貸付け制度は相続税の納税猶予制度とも関連している内容のため、2. 相続税納税猶予制度について説明します。

(1) 制度の概要について 相続または遺贈により農地等を取得し、引き続き農業の用に供される場合には、本来の相続税額のうち農業投資価格を超える部分に対応する相続税が、一定要件のもとに猶予され、相続人が死亡した場合等に猶予税額が免除されます。この制度の目的は、自ら農業経営を継続する相続人を税制面から支援するものとなっています。

(2) 農業委員会の主な業務について 主な業務は3つあります。

①農業経営を継続する旨の証明書、適格証明書の発行。相続税納税猶予を申請する際の申請者に対して発行するものになります。

②引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行。3年毎に納税猶予適用者に対して発行するものになります。

③農地等の異動事実の通知書の発行。所有権移転等の何らかの異動の事実があった際に所管税務署に対して発行するものになります。

(3) 納税猶予が打ち切られるケースについて 主に次の3つのケースに該当した場合は納税猶予が打ち切られることとなります。

①猶予適用農地面積のうち20%超えの譲渡、貸付、転用、耕作放棄をした場合。

②農業相続人が猶予適用農地等での農業経営をやめた場合。

③納税猶予継続届出書を農業委員会に提出しなかった場合。

(4) 納税猶予が打ち切られないケースについて 次の①～③が打ち切られないケースとなります。

①特定貸付け。適用対象農地は、市街化区域以外の農地とされており、貸付手法は、農地中間管理事業による貸付けとされています。

②認定都市農地貸付け及び農園用地貸付け。認定都市農地貸付けについては、適用対象農地は、市街化区域内の生産緑地地区の農地とされており、貸付手法は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に規定する認定事業計画書に基づく貸付けとされています。続いて、農園用地貸付けについては、適用対象農地は同じく、市街化区域内の生産緑地地区の農地とされています。貸し付け手法については3つあり、⑦特定貸付け法の規定により地方公共団体又は農業協同組合が行う特定農地貸付け。⑧特定農地貸付法の規定により農業相続人が行う特定農地貸付け。⑨都市農地貸借円滑法の規定により地方公共団体又は農業協同組合以外の者が行う特定農地貸付け、となります。

③営農困難時貸付け。納税猶予の適用を受ける者が、精神障害又は身体障害等により営農が困難になった場合の貸付けとなります。精神障害又は身体障害等の基準ですが、ア.精神障害者保健福祉手帳（障害等級1級）の交付。イ.身体障害者手帳（1級又は2級）の交付。ウ.介護保険制度の被保険者証（要介護5）の交付。エ.障害等により農業に従事することができなくなった故障として市町村長の認定を受けている場合があります。適用対象農地については、納税猶予を受けているすべての農地であり、市街化区域の農地も含まれます。貸付手法は、特定貸付けができない場合、以下のように営農困難時貸付けを行うことができます。ア.市街化区域など特定貸付けができない区域等に対象農地が存在する場合。イ.貸付け申込み後、1年が経っても特定貸付けができなかった場合。

以上が相続税納税猶予制度の説明となります。

議 長 事務局から制度について説明が終わりました。続いて議案について審議いたします。議事参与の制限に該当する推進委員には、退席をお願いします。

(該当推進委員退席)

議 長 事務局より説明してください。

事務局 【事業計画の認定申請書等、案内図及び現地写真により説明】

賃借権等の設定を受けようとする者、所有者、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。設定を受ける賃借権等は、使用貸借権の設定であり、期間が令和8年4月1日から5年間とされています。都市農地における耕作の事業の内容は、地産地消を目的とした農作物の栽培、地元店舗等での販売とされています。耕作の事業に必要な農作業従事日数は、290日とされています。

今回の議案は、令和3年4月1日から5年間の事業計画が同じ農地、同じ耕作者で認定されており、間もなく期間の終期を迎えることから、新たに5年間の事業計画を予定しているものになります。

申請書の写し等により、生産した農産物等の概ね5割を所在地や隣接市等で販売すること、周辺の生活環境との調和、周辺地域の農地の利用に支障を生じる恐れがないこと、農地のすべてを効率的に利用すること、事業計画どおりに耕作していない場合の解除条件が付いている契約であること、地域との調和がされるこ

とと、いった各審査基準を満たしていることを確認しています。

現地の状況については、問題なく営農が行われていることを事務局で確認しております。

以上の事から、すべての審査基準を満たしており、申請のあった事業計画を決定することは問題ないと考えております。

議 長     ご質疑等がございますか。

議 長     無いようですので採決を行います。

議案第4号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画については、原案どおり決定したいと思います。これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長     全員賛成と認めます。議案第4号は、原案どおり決定いたします。

(該当推進委員着席)

#### 報告第1号 専決処分の報告について

議 長     報告第1号 専決処分の報告について、事務局より説明してください。

事務局    報告第1号ですが、令和7年12月の専決処分については、農地法第3条の3の相続での届出16件、農地法第4条の農地転用での届出1件、農地法第5条の農地転用での届出5件です。申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

議 長     ご質疑等がございますか。  
(質問・意見なし)

#### 12. 閉 会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和8年第1回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和8年1月26日

坂戸市農業委員会

会 長

署名委員

署名委員